

令和4年11月24日提出

令和4年12月市議会定例会 議案参考資料

木更津市

令和4年12月市議会定例会議案参考資料目録

議案番号	件名	頁
議案第80号	人権擁護委員候補者の履歴事項	1
議案第81号	人権擁護委員候補者の履歴事項	3
議案第82号	木更津市介護保険条例の新旧対照表 木更津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の新旧対照表	4
議案第83条	木更津市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の新旧対照表 木更津市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の新旧対照表 木更津市職員の定年等に関する条例の新旧対照表 木更津市職員の育児休業等に関する条例の新旧対照表 木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の新旧対照表 木更津市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の新旧対照表 木更津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の新旧対照表 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表	6
議案第84号	職員の給与に関する条例の新旧対照表	21
議案第85号	特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の新旧対照表 木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の新旧対照表	32
議案第86号	木更津市情報基本条例の新旧対照表	36
議案第87号	木更津市議会議員及び木更津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の新旧対照表 木更津市議会議員及び木更津市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の新旧対照表	38
議案第88号	位置図・仮換地位置図	41
議案第89号	木更津市民会館の指定管理者に指定しようとする団体の概要 木更津市民会館指定管理者候補者選定評価結果表	42

議案第90号	木更津市市民活動支援センターの指定管理者に指定しようとする団体の概要 木更津市市民活動支援センター指定管理者候補者選定評価結果表	45
議案第91号	木更津市立請西保育園及び木更津市請西子育て支援センターの指定管理者に指定しようとする団体の概要 木更津市立請西保育園及び木更津市請西子育て支援センター指定管理者候補者選定評価結果表	49
議案第92号	変更内容及び変更理由	51
議案第93号	変更内容及び変更理由	52
議案第94号	認定する市道路線の位置図	53

議案第80号 (人権擁護委員候補者の推薦)

履 歴 事 項

住 所 □□□□□□□□□□

氏 名 小 川 雅 義

生年月日 □□□□□□□□□□

(経 歴)

(活動実績)

年度	出席を依頼した回数	出席回数	備考
平成30	11	11	人権相談11日・36件
令和元	11	11	人権相談11日・38件
2	3	3	人権相談 3日・ 9件
3	5	5	人権相談 5日・19件
4	4	4	人権相談 4日・ 6件

議案第81号 (人権擁護委員候補者の推薦)

履 歴 事 項

住 所 □□□□□□□□□□

氏 名 安 田 正 幸

生年月日 □□□□□□□□□□

(経 歴)

(活動実績)

年度	出席を依頼した回数	出席回数	備考
令和 2	1	1	人権相談0日・0件
3	3	3	人権相談0日・0件
4	3	3	人権相談1日・3件

新旧対照表

○議案第82号 木更津市個人情報の保護に関する法律施行条例（附則第4条関係）

新	旧
<p>木更津市介護保険条例</p> <p style="text-align: right;">平成12年3月25日 条例第7号</p> <p>（個人情報の保護に関する法律等及び木更津市情報公開条例の適用）</p> <p>第20条 介護情報の本人による開示の請求その他の個人情報の保護については、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び木更津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年木更津市条例第 号）の規定を適用する。</u></p> <p>2 略</p>	<p>木更津市介護保険条例</p> <p style="text-align: right;">平成12年3月25日 条例第7号</p> <p>（木更津市個人情報保護条例及び木更津市情報公開条例の適用）</p> <p>第20条 介護情報の本人による開示の請求その他の個人情報の保護については、<u>木更津市個人情報保護条例（平成11年木更津市条例第4号）の規定を適用する。</u></p> <p>2 略</p>

新旧対照表

○議案第82号 木更津市個人情報の保護に関する法律施行条例（附則第5条関係）

新	旧
<p>木更津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 平成17年6月27日 条例第17号</p> <p>（協定の締結） 第7条 略 2 前項の規定による協定で定める事項は、次に掲げるものとする。 （1）～（5） 略 （6） 指定施設の管理に関し保有する個人情報（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項</u>に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関する事項 （7）・（8） 略</p>	<p>木更津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 平成17年6月27日 条例第17号</p> <p>（協定の締結） 第7条 略 2 前項の規定による協定で定める事項は、次に掲げるものとする。 （1）～（5） 略 （6） 指定施設の管理に関し保有する個人情報（<u>木更津市個人情報保護条例（平成11年木更津市条例第4号）第2条第1号</u>に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関する事項 （7）・（8） 略</p>

新旧対照表

○議案第83号 木更津市一般職の職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例（第1条関係）

新	旧
<p>木更津市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 昭和30年9月23日 条例第58号</p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 略</p> <p>(降給の種類)</p> <p>第1条の2 <u>降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を職員の給与に関する条例（昭和26年木更津市条例第8号）第3条の行政職給料表（以下「給料表」という。）の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。）並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合において、降格することをいう。）とする。</u></p> <p>(降給の事由)</p> <p>第2条 <u>職員が降任により現に属する職務の級より給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合のほか、法第28条第1項各号のいずれかに該当した場合においては、その意に反してこれを降給することができる。</u></p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>3 <u>職員の給与に関する条例（昭和26年木更津市条例第8号）附則第11項の規定の適用を受ける職員に対する第1条の2の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに職員の給与に関する条例附則第11項の規定による降給とする」とする。</u></p> <p>4 <u>第3条第4項の規定は、職員の給与に関する条例附則第11項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。</u></p>	<p>木更津市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 昭和30年9月23日 条例第58号</p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 略</p> <p>(降給の事由)</p> <p>第2条 職員が法第28条第1項各号のいずれかに該当した場合においては、その意に反してこれを降給することができる。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p>

新旧対照表

○議案第83号 木更津市一般職の職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例（第2条関係）

新	旧
<p>木更津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和30年9月23日 条例第59号</p> <p>（減給の効果）</p> <p>第3条 減給の期間は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料</u>（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年木更津市条例第15号）第19条から第22条までの報酬を除く。））の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>木更津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和30年9月23日 条例第59号</p> <p>（減給の効果）</p> <p>第3条 減給の期間は、1日以上6月以下とし給料（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年木更津市条例第15号）第19条から第22条までの報酬を除く。））の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

新旧対照表

○議案第83号 木更津市一般職の職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例（第3条関係）

新	旧
木更津市職員の定年等に関する条例	木更津市職員の定年等に関する条例
昭和59年6月22日 条例第20号	昭和59年6月22日 条例第20号
目次	
第1章 総則（第1条）	
第2章 定年制度（第2条—第5条）	
第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）	
第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）	
第5章 雑則（第13条）	
附則	
第1章 総則	
（趣旨）	（趣旨）
第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。
第2章 定年制度	
（定年）	（定年）
第3条 職員の定年は、年齢 <u>65年</u> とする。	第3条 職員の定年は、年齢 <u>60年</u> とする。
（定年による退職の特例）	（定年による退職の特例）
第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、 <u>同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間</u>	第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、 <u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u>

を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 略

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、職員の給与に関する条例（昭和26年木更津市条例第8号）第12条の2第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 略

とする。

(他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たつては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第11条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従つた上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員^の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員^の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員^の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員^の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員^の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時

間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(雑則)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1・2 略

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

1・2 略

新旧対照表

○議案第83号 木更津市一般職の職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例（第4条関係）

新	旧
<p>木更津市職員の育児休業等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成4年3月27日 条例第2号</p> <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） <u>木更津市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>（4） 略</p> <p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第18条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に掲げる職員を除く。）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） <u>木更津市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>（育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例）</p> <p>第16条 略</p> <p>2 育児短時間勤務職員等についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>木更津市職員の育児休業等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成4年3月27日 条例第2号</p> <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 略</p> <p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第18条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法第22条の2第1項に掲げる職員を除く。）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例）</p> <p>第16条 略</p> <p>2 育児短時間勤務職員等についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

第3条第5項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする	第3条第5項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第4条第1項及び第3項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする	第3条第6項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第4条第1項及び第3項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする	第4条第1項及び第3項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
略			略		
第14条第4項	、第1項	、第1項（育児休業条例第16条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第14条第4項	第2項	育児休業条例第16条第2項
略			略		
（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の特例） 第18条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の特例） 第18条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
略			略		
第14条第4項	、第1項	、第1項（育児休業条例第18条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第14条第4項	第2項	育児休業条例第18条
略			略		
第19条の5	第9条、第10条及び第10条の3	第9条、第10条、第10条の3及び第11条の2	第19条の5	第9条、第10条及び第10条の3	第9条、第10条、第10条の3及び第11条の2

<p style="text-align: center;"><u>定年前再任用短時間勤務職員</u></p>	<p style="text-align: center;">短時間勤務職員</p>	<p style="text-align: center;"><u>再任用職員</u></p>	<p style="text-align: center;">短時間勤務職員</p>
<p>(部分休業を請求することができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。）</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(部分休業を請求することができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。）</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 略</p>		

新旧対照表

○議案第83号 木更津市一般職の職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例（第5条関係）

新	旧
<p>木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成7年3月25日 条例第1号</p> <p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 略 (週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合</p>	<p>木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成7年3月25日 条例第1号</p> <p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 略 (週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合</p>

には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該部署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

（1）次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

（2）・（3）略

2・3 略

には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該部署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

（1）次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

（2）・（3）略

2・3 略

新旧対照表

○議案第83号 木更津市一般職の職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例（第6条関係）

新	旧
<p>木更津市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例 平成14年2月28日 条例第2号</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) 略</p> <p><u>(5) 木更津市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>3 略</p>	<p>木更津市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例 平成14年2月28日 条例第2号</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員<u>(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) 略</p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>3 略</p>

新旧対照表

○議案第83号 木更津市一般職の職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例（第7条関係）

新	旧
<p>木更津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 平成17年3月24日 条例第3号</p> <p>(報告事項)</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（<u>臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</u>を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11) 略</p>	<p>木更津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 平成17年3月24日 条例第3号</p> <p>(報告事項)</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（<u>臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</u>を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11) 略</p>

新旧対照表

○議案第83号 木更津市一般職の職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例（第8条関係）

新	旧
<p>職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年3月15日 条例第4号</p> <p>（昇給の特例）</p> <p>2 当分の間、この条例による改正後の職員の給与に関する条例第4条第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項中「職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「職員」と、「前項に」とあるのは「同項に」と、同条第4項中「職員の第2項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するもの」とあるのは「職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（職務の級が7級以上である職員にあつては、3号給）」とあるのは、「2号給（職務の級が6級以上である職員にあつては、1号給）とし、60歳に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員にあつては、第2項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するもの」とする。</p> <p>3 略</p>	<p>職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年3月15日 条例第4号</p> <p>（昇給の特例）</p> <p>2 当分の間、この条例による改正後の職員の給与に関する条例第4条第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項中「職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「職員」と、「前項に」とあるのは「同項に」と、同条第4項中「職員の第2項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するもの」とあるのは「職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（職務の級が7級以上である職員にあつては、3号給）」とあるのは、「2号給（職務の級が6級以上である職員にあつては、1号給）」とする。</p> <p>3 略</p>

新旧対照表

○議案第84号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第1条関係）

新	旧																																																																																																																														
<p>職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和26年3月26日 条例第8号</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条の4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の105を乗じて得た額の総額</u></p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の45、12月に支給する場合においては100分の50を乗じて得た額の総額</u></p> <p>3～5 略</p> <p>別表第1（第3条第1項）</p> <p style="text-align: center;">行政職給料表 (単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">職務 の級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> <th>8級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">号給</td> <td>給料月 額</td> <td>給料月 額</td> <td>給料月 額</td> <td>給料月 額</td> <td>給料月 額</td> <td>給料月 額</td> <td>給料月 額</td> <td>給料月 額</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>150,100</td> <td>198,500</td> <td>234,400</td> <td>266,000</td> <td>290,700</td> <td>319,200</td> <td>362,900</td> <td>408,100</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>151,200</td> <td>200,300</td> <td>236,000</td> <td>267,700</td> <td>292,900</td> <td>321,400</td> <td>365,500</td> <td>410,500</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>152,400</td> <td>202,100</td> <td>237,500</td> <td>269,200</td> <td>295,000</td> <td>323,700</td> <td>367,900</td> <td>413,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>153,500</td> <td>203,900</td> <td>239,000</td> <td>271,000</td> <td>297,000</td> <td>325,900</td> <td>370,500</td> <td>415,400</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>154,600</td> <td>205,400</td> <td>240,300</td> <td>272,700</td> <td>298,800</td> <td>328,100</td> <td>372,400</td> <td>417,300</td> </tr> </tbody> </table>	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	号給	給料月 額	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	<p>職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和26年3月26日 条例第8号</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条の4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95を乗じて得た額の総額</u></p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45を乗じて得た額の総額</u></p> <p>3～5 略</p> <p>別表第1（第3条第1項）</p> <p style="text-align: center;">行政職給料表 (単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">職務 の級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> <th>8級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">号給</td> <td>給料月 額</td> <td>給料月 額</td> <td>給料月 額</td> <td>給料月 額</td> <td>給料月 額</td> <td>給料月 額</td> <td>給料月 額</td> <td>給料月 額</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>146,100</td> <td>195,500</td> <td>231,500</td> <td>264,200</td> <td>289,700</td> <td>319,200</td> <td>362,900</td> <td>408,100</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>147,200</td> <td>197,300</td> <td>233,100</td> <td>266,000</td> <td>291,900</td> <td>321,400</td> <td>365,500</td> <td>410,500</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>148,400</td> <td>199,100</td> <td>234,600</td> <td>267,800</td> <td>294,000</td> <td>323,700</td> <td>367,900</td> <td>413,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>149,500</td> <td>200,900</td> <td>236,200</td> <td>269,900</td> <td>296,000</td> <td>325,900</td> <td>370,500</td> <td>415,400</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>150,600</td> <td>202,400</td> <td>237,600</td> <td>271,600</td> <td>297,900</td> <td>328,100</td> <td>372,400</td> <td>417,300</td> </tr> </tbody> </table>	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	号給	給料月 額	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300														
職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級																																																																																																																							
号給	給料月 額																																																																																																																														
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100																																																																																																																							
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500																																																																																																																							
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000																																																																																																																							
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400																																																																																																																							
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300																																																																																																																							
職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級																																																																																																																							
号給	給料月 額																																																																																																																														
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100																																																																																																																							
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500																																																																																																																							
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000																																																																																																																							
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400																																																																																																																							
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300																																																																																																																							

6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000

6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000

40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		

40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		

73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			

73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			

新旧対照表

○議案第84号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第2条関係）

新	旧
<p>職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和26年3月26日 条例第8号</p> <p>(給料表)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合、又は一の職員の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職員の職に移つた場合における号給若しくは給料月額は、規則で定めるところにより決定する。</p> <p>6 <u>法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>7 木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号。以下「任期付職員条例」という。）第3条又は第4条の規定により採用された職員（以下「任期付職員」という。）の給料月額は、<u>当該職員に適用される給料表の任期付職員の項に掲げる給料月額のうち、当該職員の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p>(通勤手当)</p> <p>第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具（以下この項及び次項において</p>	<p>職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和26年3月26日 条例第8号</p> <p>(給料表)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合、又は一の職員の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職員の職に移つた場合における号給若しくは給料月額は、規則の定めるところにより決定する。</p> <p>6 <u>法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p>7 木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号。以下「任期付職員条例」という。）第3条又は第4条の規定により採用された職員（以下「任期付職員」という。）の給料月額は、<u>その者に適用される給料表の任期付職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p><u>第3条の2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第6項及び第7項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(通勤手当)</p> <p>第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具（以下「自転車等」という。）</p>

「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあつては月の1日からその月以降の月の末日までの期間として規則で定める期間(以下この項及び次項において「支給対象期間」という。)、第2号に掲げる職員にあつては月の1日からその月の末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出した当該職員の支給対象期間の通勤に要する運賃に相当する額

(2) 前項第2号に掲げる職員 24,500円の範囲内で規則で定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) 略

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の事情に変更を生ずることとなつた職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(次項において「新幹線鉄道等」という。)でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から前項第1号に掲げる額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この項及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の月額、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額(その額が20,000円に当該職員の支給対象期間の月数を乗じて得た額を超えるときは、当該額)及び同項の規定による額の合計額とする。

4・5 略

(時間外勤務手当)

を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあつては月の1日からその月以降の月の末日までの期間として規則で定める期間(以下「支給対象期間」という。)、第2号に掲げる職員にあつては月の1日からその月の末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃に相当する額

(2) 前項第2号に掲げる職員 24,500円の範囲内で規則で定める額(短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) 略

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の事情に変更を生ずることとなつた職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から前項第1号に掲げる額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の月額、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額(その額が20,000円にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額を超えるときは、当該額)及び同項の規定による額の合計額とする。

4・5 略

(時間外勤務手当)

第14条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 略

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 略

第14条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

2 短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 略

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 略

(期末手当)
第18条 略
2 略
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 略
(勤勉手当)
第18条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～5 略
(定年前再任用短時間勤務職員等の適用除外)
第19条の5 第3条第5項、第4条、第5条、第9条、第10条及び第10条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2 略
附 則
1～10 略
11 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初

(期末手当)
第18条 略
2 略
3 再任用職員に対する前項の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 略
(勤勉手当)
第18条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の105を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の45、12月に支給する場合においては100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 略
(再任用職員等の適用除外)
第19条の5 第9条、第10条及び第10条の3の規定は、再任用職員には適用しない。

2 略
附 則
1～10 略

の4月1日（附則第13項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第5項並びに第4条第1項、第3項及び第4項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

12 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員

(2) 法第28条の5第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

(3) 法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

13 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第15項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第11項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第11項の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

14 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員が受ける給料月額との合計額が第3条第3項の規定により当該職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項の規定により当該職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員が受ける給料月額」とする。

15 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第11項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第13項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

16 附則第13項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第11項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

17 附則第11項から前項までに定めるもののほか、附則第11項の規定による給料月額、附則第13項の規定による給料その他附則第11項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第3条第1項）

行政職給料表 (単位：円)

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月 額							
略								
125		304,200						
任期付 職員	158,900	198,500	230,700	259,300	275,800	294,200	325,600	361,000
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準 給料 月額							
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

別表第1（第3条第1項）

行政職給料表 (単位：円)

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月 額							
略								
125		304,200						
再任用 職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900
任期付 職員	158,900	198,500	230,700	259,300	275,800	294,200	325,600	361,000

新旧対照表

○議案第85号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（第1条関係）

新	旧
<p>特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号</p> <p>(期末手当) 第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の215</u> <u>、12月に支給する場合には100分の225</u>を乗じて得た額に次の各号に掲げる基 準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それ ぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号</p> <p>(期末手当) 第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に次の各号 に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応 じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>

新旧対照表

○議案第85号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（第2条関係）

新	旧
<p>特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号</p> <p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225</u>を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>

新旧対照表

○議案第85号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（第3条関係）

新	旧												
<p>木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成28年12月15日 条例第27号</p> <p>（特定任期付職員の給与の特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">号給</th> <th style="width: 85%;">給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">376,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 略</p> <p>（職員の給与に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第12条の2、第18条第2項及び第19条の3の規定の適用については、給与条例第2条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、第12条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>」と、第19条の3中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p>	号給	給料月額（円）	1	376,000	略		<p>木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成28年12月15日 条例第27号</p> <p>（特定任期付職員の給与の特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">号給</th> <th style="width: 85%;">給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">375,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 略</p> <p>（職員の給与に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第12条の2、第18条第2項及び第19条の3の規定の適用については、給与条例第2条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、第12条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、第19条の3中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p>	号給	給料月額（円）	1	375,000	略	
号給	給料月額（円）												
1	376,000												
略													
号給	給料月額（円）												
1	375,000												
略													

新旧対照表

○議案第85号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（第4条関係）

新	旧
<p>木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年12月15日 条例第27号</p> <p>（職員の給与に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第12条の2、第18条第2項及び第19条の3の規定の適用については、給与条例第2条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、第12条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、第19条の3中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p>	<p>木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年12月15日 条例第27号</p> <p>（職員の給与に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第12条の2、第18条第2項及び第19条の3の規定の適用については、給与条例第2条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、第12条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>」と、第19条の3中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p>

新旧対照表

○議案第86号 木更津市情報基本条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市情報基本条例 平成15年3月21日 条例第2号</p> <p>(設置等)</p> <p>第15条 情報公開の総合的推進に関する次に掲げる事項について、諮問に応じた審議をするため、木更津市情報公開総合推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>木更津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年木更津市条例第 号）第9条各号に掲げる個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(設置等)</p> <p>第18条 第1号に掲げる諮問に応じ審査請求について審査し、又は第2号に掲げる事項について意見を述べるため木更津市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(1) 次に掲げる規定による諮問</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(審査会の調査権限)</p> <p>第21条 審査会は、必要があると認めるときは、審査会に諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、開示決定等（<u>個人情報の保護に関する法律第82条各項、第93条各項若しくは第101条各項に規定する決定又は同法第81条に規定する拒否を含む。以下この条において同じ。</u>）に係る情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された情報の開示を求めることができない。</p>	<p>木更津市情報基本条例 平成15年3月21日 条例第2号</p> <p>(設置等)</p> <p>第15条 情報公開の総合的推進に関する次に掲げる事項について、諮問に応じた審議をするため、木更津市情報公開総合推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>個人情報保護制度に関する重要な事項</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(設置等)</p> <p>第18条 第1号に掲げる諮問に応じ審査請求について審査し、又は第2号に掲げる事項について意見を述べるため木更津市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(1) 次に掲げる<u>条例</u>の規定による諮問</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>木更津市個人情報保護条例（平成11年木更津市条例第4号）第24条</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(審査会の調査権限)</p> <p>第21条 審査会は、必要があると認めるときは、審査会に諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、開示決定等（<u>木更津市個人情報保護条例第16条第1項、第17条第1項、第21条第1項若しくは第23条の2第1項に規定する決定又は同条例第14条若しくは第15条第4項（同条例第20条第3項及び第23条第2項において準用する場合を含む。）に規定する拒否を含む。以下この条において同じ。</u>）に係る情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された情報の開示を求めることができない。</p>

2 ~ 4 略

2 ~ 4 略

新旧対照表

○議案第87号 木更津市議会議員及び木更津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び木更津市議会議員及び木更津市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（第1条関係）

新	旧
<p>木更津市議会議員及び木更津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例</p> <p>平成6年3月26日 条例第5号</p> <p>（選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第4条 木更津市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により、2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金</p>	<p>木更津市議会議員及び木更津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例</p> <p>平成6年3月26日 条例第5号</p> <p>（選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第4条 木更津市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により、2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金</p>

額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 略

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 木更津市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 略

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 木更津市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、525円6銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

新旧対照表

○議案第87号 木更津市議会議員及び木更津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び木更津市議会議員及び木更津市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（第2条関係）

新	旧
<p>木更津市議会議員及び木更津市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成21年12月17日 条例第25号</p> <p>（公費負担額及び支払手続）</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該業者からの請求に基づき、当該業者に対し支払う。</p> <p>（公費負担の限度額）</p> <p>第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額とする。</p>	<p>木更津市議会議員及び木更津市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成21年12月17日 条例第25号</p> <p>（公費負担額及び支払手続）</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、<u>7円51銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該業者からの請求に基づき、当該業者に対し支払う。</p> <p>（公費負担の限度額）</p> <p>第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円51銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額とする。</p>

位置図



仮換地位置図



議案第89号 (木更津市民会館の指定管理者の指定について)

木更津市民会館の指定管理者に指定しようとする団体の概要

所 在	東京都千代田区神田小川町一丁目2番地
名 称	株式会社ケイミックスパブリックビジネス
代表者名	代表取締役 橋本 鉄司
設 立	平成29年4月3日
資 本 金	100,000,000円
従業員数	役員6名 従業員312名
事業内容	<ol style="list-style-type: none">1 地方自治法に基づく指定管理者制度によるスポーツ施設、教育・文化・研究施設、医療・社会福祉施設等の公共施設の管理・運営業務2 PFI事業の受託及びSPCへの出資3 文化ホール施設の管理・運営業務4 コンベンション事業及びコンベンション誘致業務5 コンサート・演劇等の興行及びカルチャー教室の経営6 不動産の売買、賃貸借、仲介、斡旋、管理業務7 ビルメンテナンス及び運営サービスに関する次の業務<ol style="list-style-type: none">(1) 建物室内、外壁清掃管理業務(2) 設備運転管理監視業務(3) 空調・給排水・消防設備等の保守、点検、管理業務(4) 工事営繕業務(5) 空気・照度・騒音等の環境測定、分析業務(6) ねずみ・害虫等の防除業務(7) 警備保安業務(8) 受付・案内・電話交換業務(9) ホテル客室整備業務8 次の業務に関するコンサルタント業務<ol style="list-style-type: none">(1) 不動産の有効活用

- (2) 建築・土木関係建設
- (3) ビルの経営及び運営管理
- (4) 不動産投資に関する助言
- 9 飲食店の経営並びに飲料・食料品の加工販売
- 10 物品の卸並びに小売
- 11 設備機器類の販売・施工
- 12 上記各号に附帯する一切の業務

木更津市民会館指定管理者候補者選定評価結果表

選定基準 (条例規定事項)	審査(評価)基準	配 点	株式会社ケイミックス パブリックビジネス	団体A
1 事業計画に基づく管理により、 公の施設における利用者の平等な 利用の確保に配慮されたものであ ること(指定手続等に関する条例 第4条第1項第1号)	(1) 施設運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか	80 点(10 点× 8 人)	58	49
	(2) 利用者の平等な利用の確保について	80 点(10 点× 8 人)	55	43
	小 計	160 点(20 点× 8 人)	113	92
2 事業計画書の内容が施設の効 用を最大限に発揮するものである こと(指定手続等に関する条例第4 条第1項第1号)	(1) 施設の設置目的との適合性について	48 点(6 点× 8 人)	37	32
	(2) 利用者に対するサービスの向上について	40 点(5 点× 8 人)	29	28
	(3) 利用促進、利用者増への取組みについて	48 点(6 点× 8 人)	30	36
	(4) その他新規、魅力的な提案の有無について	48 点(6 点× 8 人)	30	35
	(5) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて	48 点(6 点× 8 人)	32	28
	(6) 施設管理の安全性への配慮について 災害時及び施設のトラブル等に対する防止策及び対応策	48 点(6 点× 8 人)	40	28
	(7) 事業計画の実現可能性について	40 点(5 点× 8 人)	31	25
	(8) 指定管理料の相対的評価について	240 点(30 点× 8 人)	240	232
	小 計	560 点(70 点× 8 人)	469	444
3 申請団体が公の施設の管理を 安定して行う人員、資産その他の 経営の能力を有しており、又は確 保できる見込みがあること (指定手続等に関する条例第4条 第1項第2号)	(1) 施設管理への意欲、熱意について	40 点(5 点× 8 人)	32	31
	(2) 類似施設等の管理運営実績等について	40 点(5 点× 8 人)	36	27
	(3) 安定的な運営が可能となる人的能力(管理運営方式)について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修(育成) 体制等	40 点(5 点× 8 人)	32	30
	(4) 団体の安定性、継続性について	80 点(10 点× 8 人)	56	43
	(5) 団体の運営の透明性、公正性について	40 点(5 点× 8 人)	29	25
	(6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について	40 点(5 点× 8 人)	28	24
	(7) 収支計画の実現可能性について	40 点(5 点× 8 人)	30	24
	小 計	320 点(40 点× 8 人)	243	204
4 その他別に定める基準(指定手 続等に関する条例第4条第1項第 3号)	(1) 木更津市の文化芸術振興への寄与	80 点(10 点× 8 人)	49	49
	(2) 社会的弱者への対応について	80 点(10 点× 8 人)	46	40
	小 計	160 点(20 点× 8 人)	95	89
合 計 点 数		1,200 点(150 点× 8 人)	920	829
市内事業者加点		合計点数の5% (8 人)	-	-
総 合 計 点 数		(合計点数+加点) (8 人)	920	829

採点基準【c】「平均的である。」の配点の合計に委員数を乗じた数 (79 点× 8 人)
44
632 点

議案第90号 (木更津市市民活動支援センターの指定管理者の指定について)

木更津市市民活動支援センターの指定管理者に指定しようとする団体の概要

所 在 木更津市築地1番地1 東日本製鉄所君津地区ビジネスセンター113号室
名 称 三幸株式会社 南総支店
代表者名 支店長 川出 信治

(法人の概要)

所 在 東京都千代田区神田駿河台三丁目3番地4
名 称 三幸株式会社
代表者名 橋本 有史
設 立 昭和30年4月22日
資 本 金 100,000,000円
従 業 員 数 役員9名 従業員1,538名
事 業 内 容 1 ビルメンテナンス業務の経営に関するコンサルティング
2 建物の総合保守管理及び各種清掃、環境保全等に関する請負
3 造園、緑化工事及び同管理の請負並びに道路、公園等屋外施設の清掃業務
4 建物の区分所有等に関する法律に基づく管理者業務
5 産業廃棄物処理業及び廃品処理業
6 浄化槽、上下水道等各種装置の保守管理に関する請負
7 消防設備の保守点検並びに工事の請負及び消防用設備機器の販売
8 建築一式工事の請負
9 塗装工事業
10 管工事及び管清掃業
11 電気設備の総合試験検査及び電気工事請負
12 舞台等の放送設備、美術装置及び仮設舞台の操作並びに設営業務
13 警備業及び駐車場の運営管理

- 1 4 労働者派遣事業
- 1 5 各種物品製造の請負
- 1 6 各種競技場及び遊技場の維持管理及び運営管理
- 1 7 保険、医療、養護施設の運営及び管理の請負
- 1 8 売店の経営
- 1 9 食堂の経営及び経営に関するコンサルティング並びに料理仕出業及び食料品の販売
- 2 0 煙草小売販売業及び煙草、清涼飲料水、酒類の自動販売機の管理・運営
- 2 1 プール監視に関する業務
- 2 2 保育所における保育業務及びその補助
- 2 3 マンション、社宅及び社員寮の運営管理に関する業務
- 2 4 実験用動物の飼育、管理及び補助業務
- 2 5 植物、微生物バイオテクノロジーの研究開発及び補助業務
- 2 6 各種社会的インフラ整備に伴うプラント装置・原子力関連装置の工事管理及び運転管理
- 2 7 公共交通機関の工事管理及び運転管理
- 2 8 翻訳業務及び通訳業務
- 2 9 建物の総合保守管理・各種清掃、省エネルギーに関する研修講座の企画及び運営
- 3 0 給食サービス業
- 3 1 介護機器及び介護用品の販売及びレンタル
- 3 2 不動産及び不動産管理に関するコンサルティング業務及びコンピューターソフトウェアの企画、開発及び販売
- 3 3 土地・建物の有効利用に関する企画、設計、調査
- 3 4 建築の設計、施工、監理及びそれらに関するコンサルティング業務
- 3 5 不動産売買の斡旋、仲介及び不動産賃貸の斡旋、仲介並びに不動産情報の斡旋、仲介
- 3 6 指定管理者業務
- 3 7 指定管理者業務に係わるイベントの企画運営

38 スポーツ及び文化教室の企画運営

39 スポーツ用品の販売及び修理

40 その他適法な一切の事業

議案第90号 木更津市市民活動支援センター指定管理者候補者選定評価結果表

選定基準	審査（評価）基準	可	否
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること（指定手続等に関する条例第4条第1項第1号）	(1) 管理運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか (2) 利用者の平等な利用の確保について	8人	0人
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること（指定手続等に関する条例第4条第1項第1号）	(1) 施設の設置目的との適合性について (2) 利用者に対するサービスの向上について (3) 利用促進、利用者増への取組みについて (4) その他新規、魅力的な提案の有無について (5) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて (6) 施設管理の安全性への配慮について (7) 事業計画の実現可能性について	8人	0人
3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること（指定手続等に関する条例第4条第1項第2号）	(1) 施設管理への意欲、熱意について (2) 類似施設等の管理運営実績等について (3) 安定的な運営が可能となる人的能力（管理運営方式）について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修（育成）体制等 (4) 団体の安定性、継続性について (5) 団体の運営の透明性、公正性について (6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について (7) 収支計画の実現可能性について	8人	0人
4 その他別に定める基準（指定手続等に関する条例第4条第1項第3号）	(1) 社会的弱者への対応について (2) 市民活動を総合的に推進し、かつ活発化するための自主事業の取組みについて (3) 市民活動に関する相談業務を円滑かつ有効的に遂行できる人材について (4) 市民活動を担う人材育成の推進について (5) 市民活動団体相互の間又は市民活動団体と関係機関との間の交流等の連携及び促進について	8人	0人
総合評価		8人	0人

※採点基準 【可】 優秀である（高度の能力を有している）、又は満足できる（十分な能力を有している）、又は平均的である場合

【否】 物足りなさを感じる（能力が若干乏しい）、又は劣っている（まかせることが不安である）場合

議案第91号 (木更津市立請西保育園及び木更津市請西子育て支援センターの指定管理者の
指定について)

木更津市立請西保育園及び木更津市請西子育て支援センターの指定管理者に
指定しようとする団体の概要

所 在	木更津市請西二丁目12番8号
名 称	社会福祉法人木更津むつみ福祉会
代表者名	理事長 林 健一
設 立	昭和54年4月13日
資産の総額	401,983,975円
職 員 数	理事6名 監事2名 職員110名
事業内容	1 第二種社会福祉事業 (イ) 保育所の経営 (ロ) 一時預かり事業の経営 (ハ) 地域子育て支援拠点事業の経営 (ニ) 幼保連携型認定こども園の経営

議案第91号 木更津市立請西保育園及び木更津市請西子育て支援センター指定管理者候補者
選定評価結果表

選定基準	審査（評価）基準	可	否
1 事業計画に基づく管理に より、公の施設における利 用者の平等な利用の確保に 配慮されたものであること （指定手続等に関する条例 第4条第1項第1号）	(1) 管理運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から 適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致して いるか (2) 利用者の平等な利用の確保について	8人	0人
2 事業計画書の内容が施設 の効用を最大限に発揮する ものであること（指定手続 等に関する条例第4条第1 項第1号）	(1) 施設の設置目的との適合性について (2) 利用者に対するサービスの向上について (3) 利用促進、利用者増への取組みについて (4) その他新規、魅力的な提案の有無について (5) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて (6) 施設管理の安全性への配慮について (7) 事業計画の実現可能性について	8人	0人
3 申請団体が公の施設の管 理を安定して行う人員、資 産その他の経営の能力を有 しており、又は確保できる 見込みがあること（指定手 続等に関する条例第4条第 1項第2号）	(1) 施設管理への意欲、熱意について (2) 類似施設等の管理運営実績等について (3) 安定的な運営が可能となる人的能力（管理運営 方式）について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員 の研修（育成）体制等 (4) 団体の安定性、継続性について (5) 団体の運営の透明性、公正性について (6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について (7) 収支計画の実現可能性について	8人	0人
4 その他別に定める基準（ 指定手続等に関する条例第 4条第1項第3号）	(1) 社会的弱者への対応について (2) 災害等緊急時の対応について	8人	0人
総合評価		8人	0人

※採点基準 【可】 優秀である（高度の能力を有している）、又は満足できる（十分な能力を有している）、又は平均的である場合

【否】 物足りなさを感じる（能力が若干乏しい）、又は劣っている（まかせることが不安である）場合

議案第92号 変更内容及び変更理由

○変更内容

江川総合運動場拡張整備（野球場）施設整備工事		
契約金額	変更前	410,054,700円
	変更後	428,960,400円
差 額		18,905,700円

○変更理由

契約の相手方から、賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更について、建設工事請負契約約款第26条第6項の規定に基づき、請求があったため。

議案第93号 変更内容及び変更理由

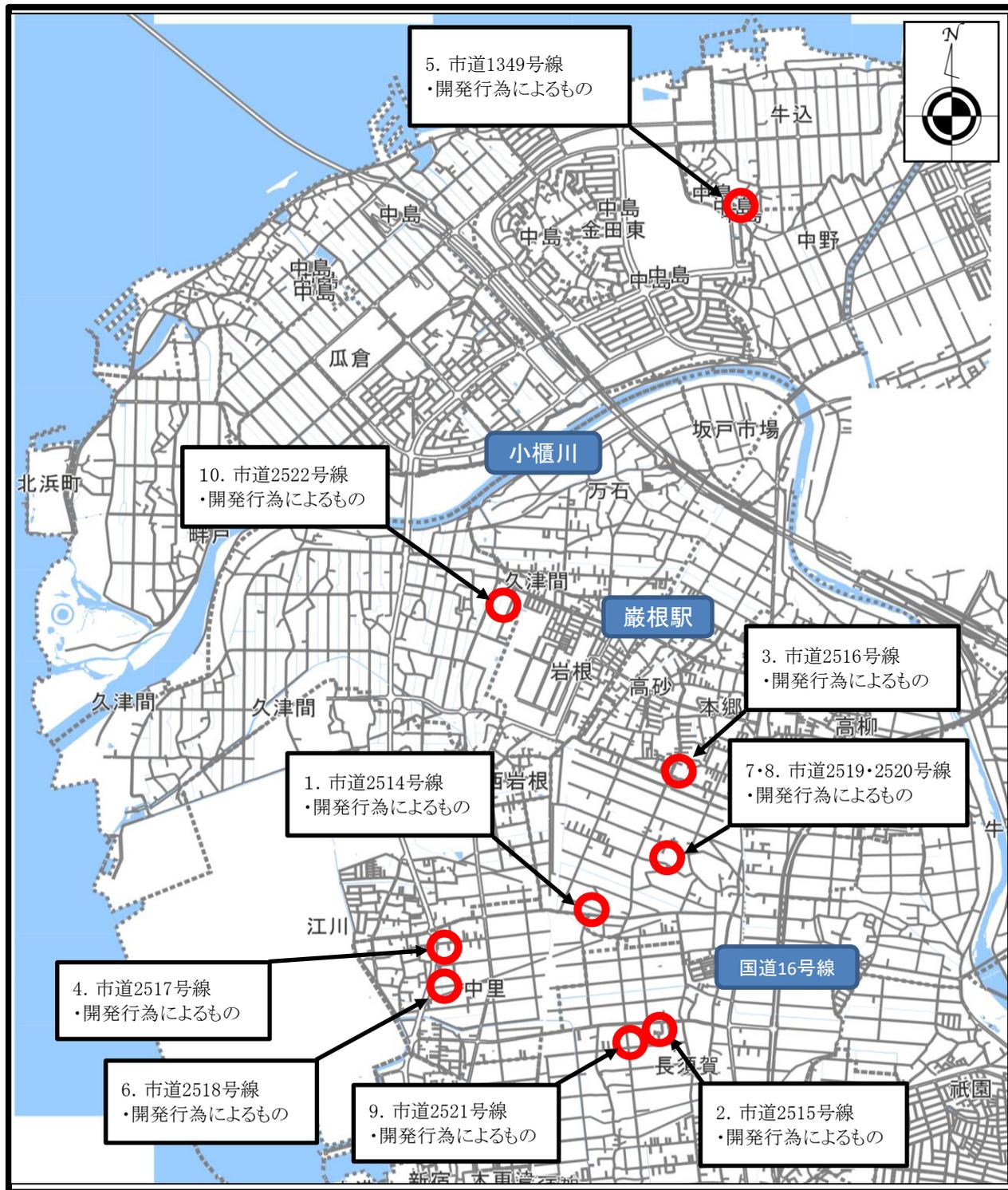
○変更内容

江川総合運動場拡張整備（野球場）施設整備工事（建築）		
契約金額	変更前	189,849,000円
	変更後	199,490,500円
差 額		9,641,500円

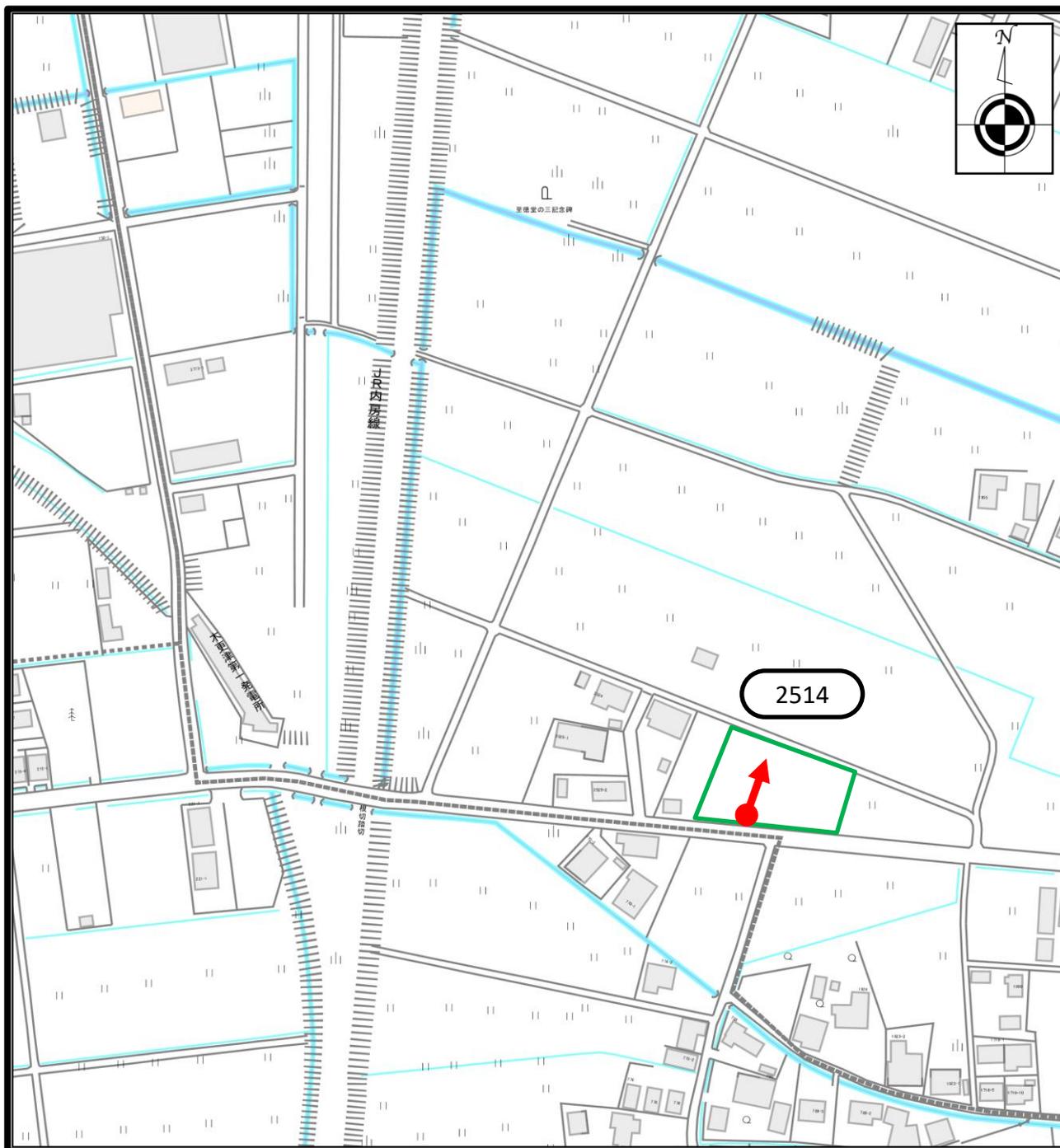
○変更理由

契約の相手方から、賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更について、建設工事請負契約約款第26条第6項の規定に基づき、請求があったため。

認定する市道路線の位置図



1. 市道2514号線

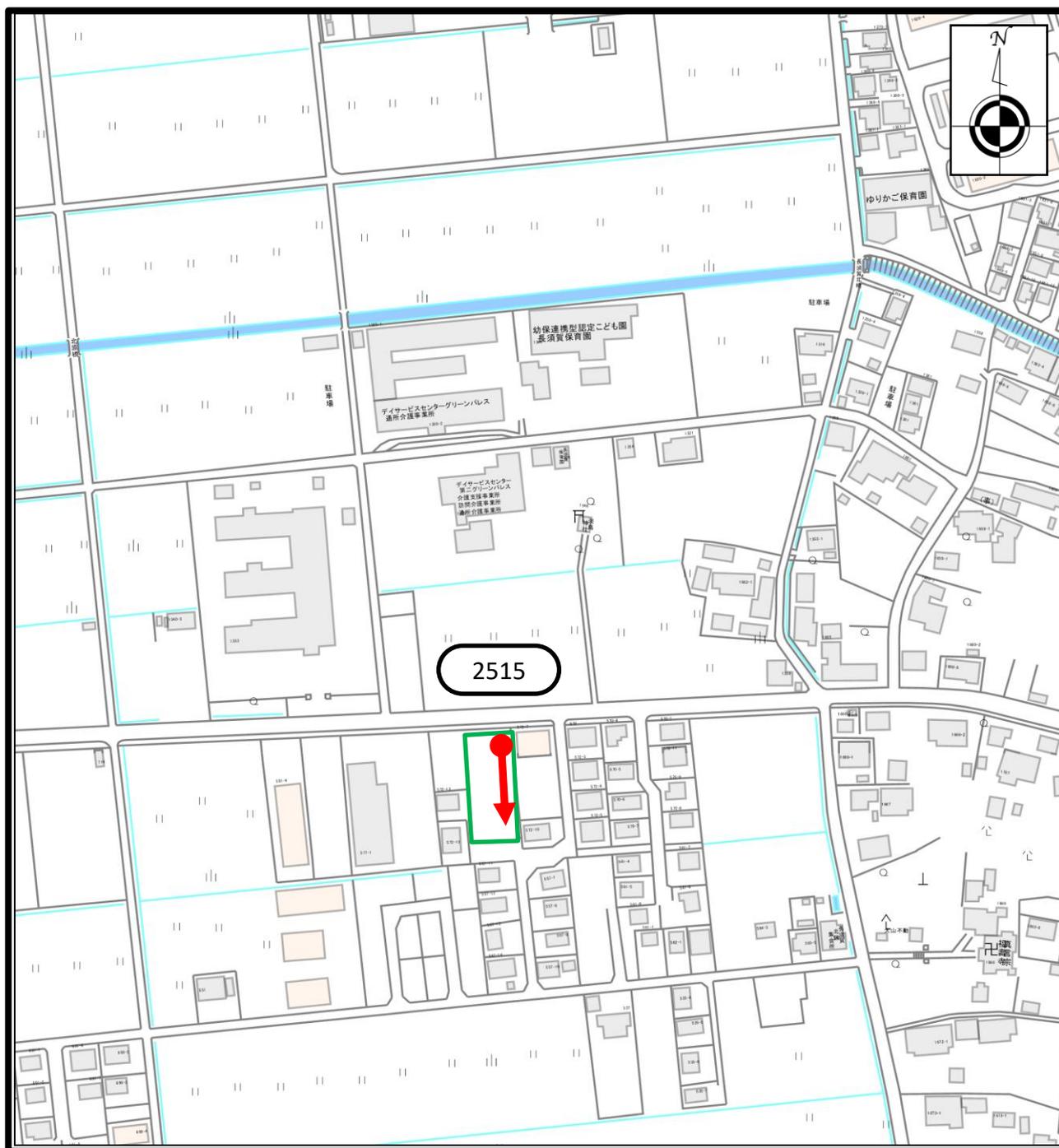


整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
1	2514	28.9	6.0	13.6

(単位：メートル)

- 起点
- ▲ 終点
- 開発区域

2. 市道2515号線

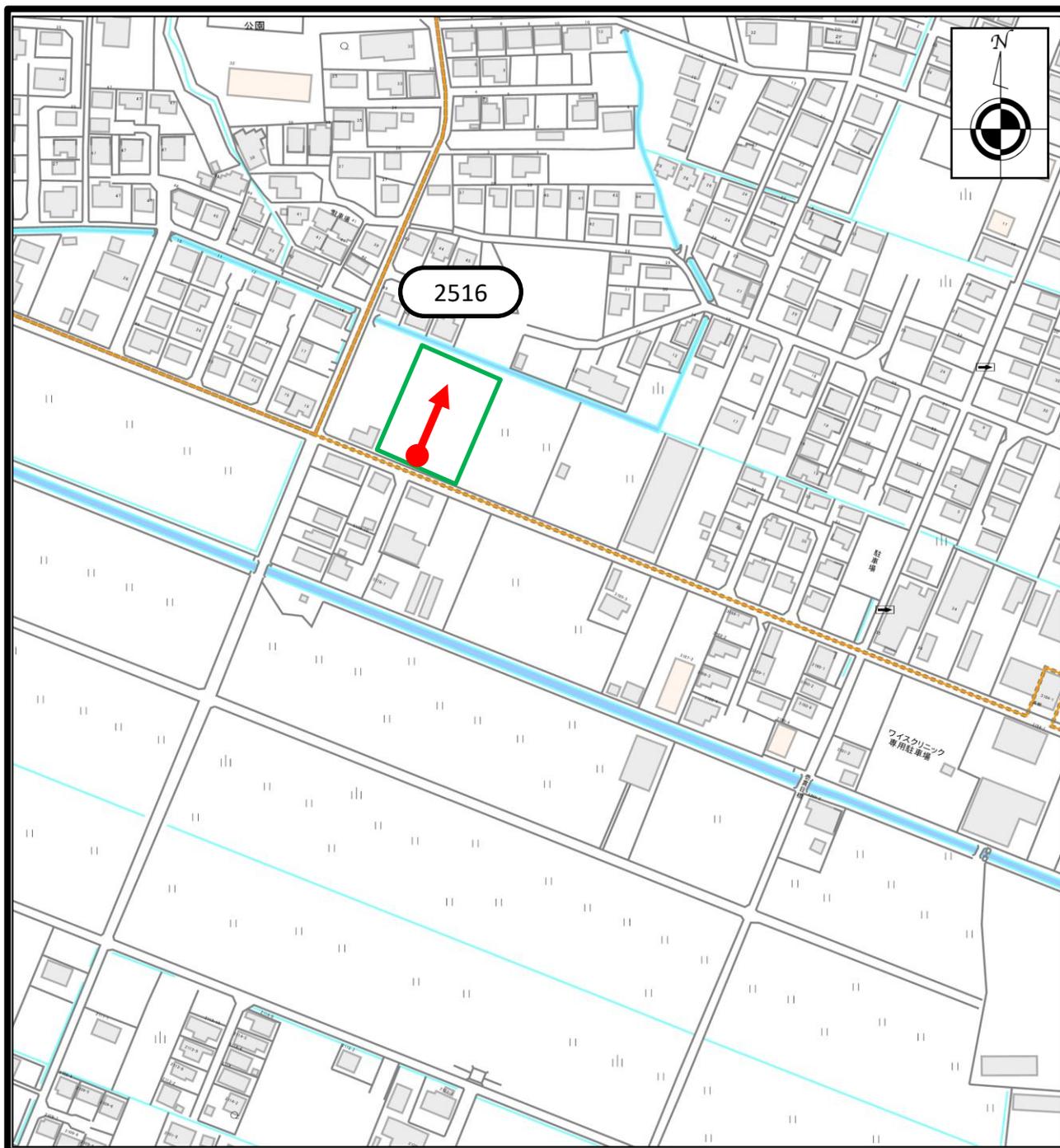


整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
2	2515	33.6	5.0	8.0

(単位：メートル)

- 起点
- ▲ 終点
- 開発区域

3. 市道2516号線

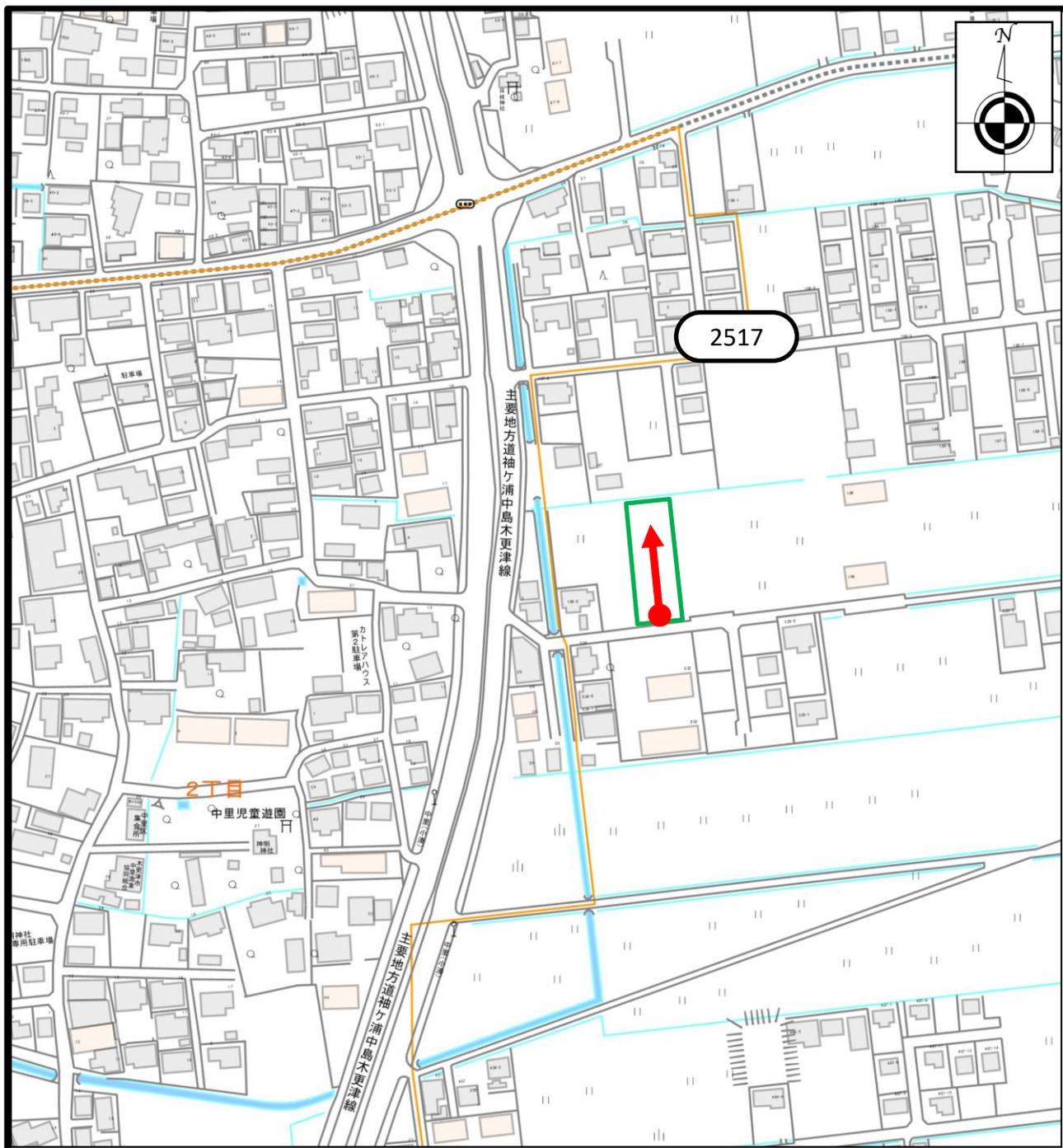


整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
3	2516	41.7	6.0	10.2

(単位：メートル)

- 起点
- ▲ 終点
- 開発区域

4. 市道2517号線

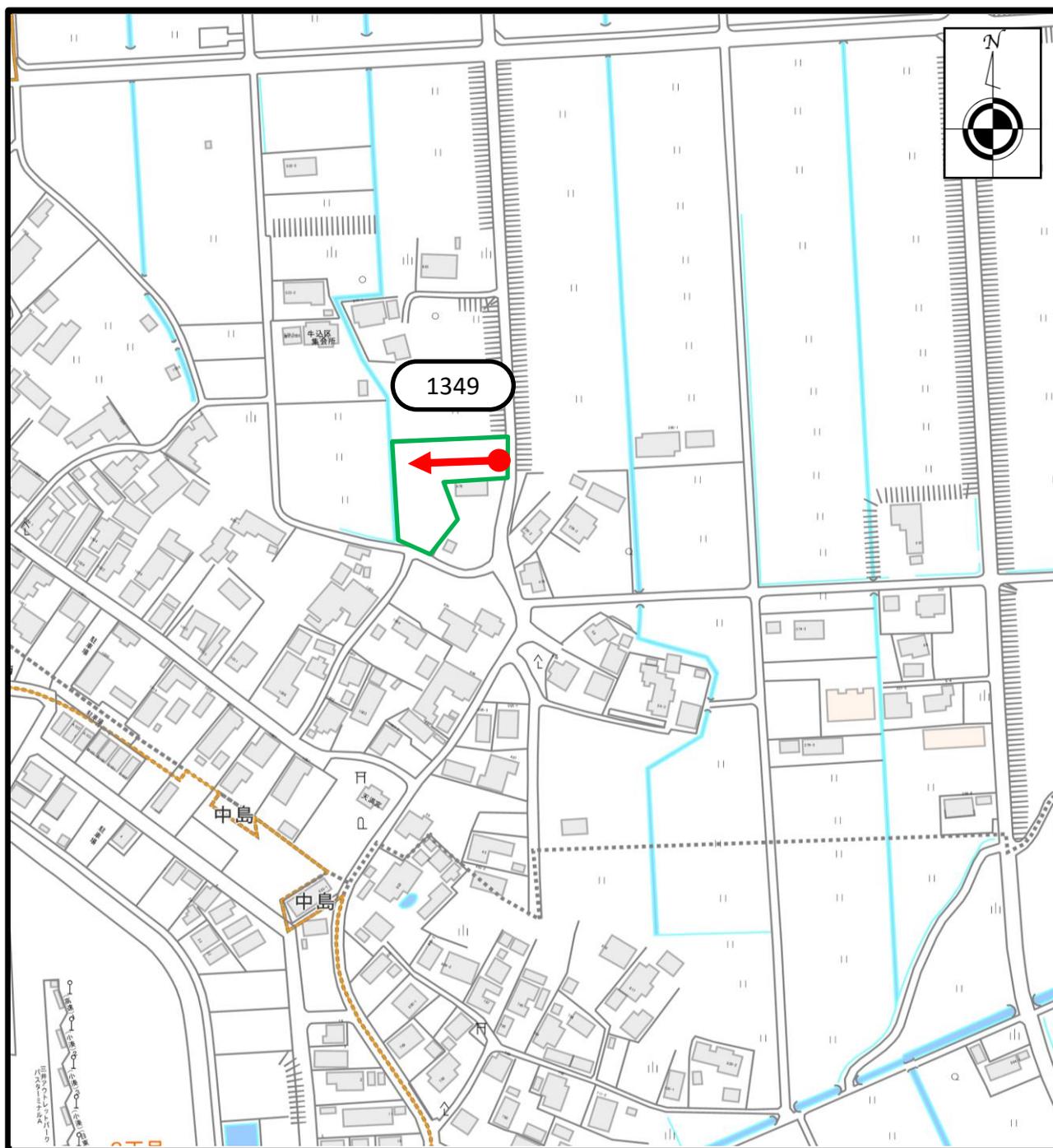


整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
4	2517	45.1	5.0	9.2

(単位：メートル)

- 起点
- ▲ 終点
- 開発区域

5. 市道1349号線

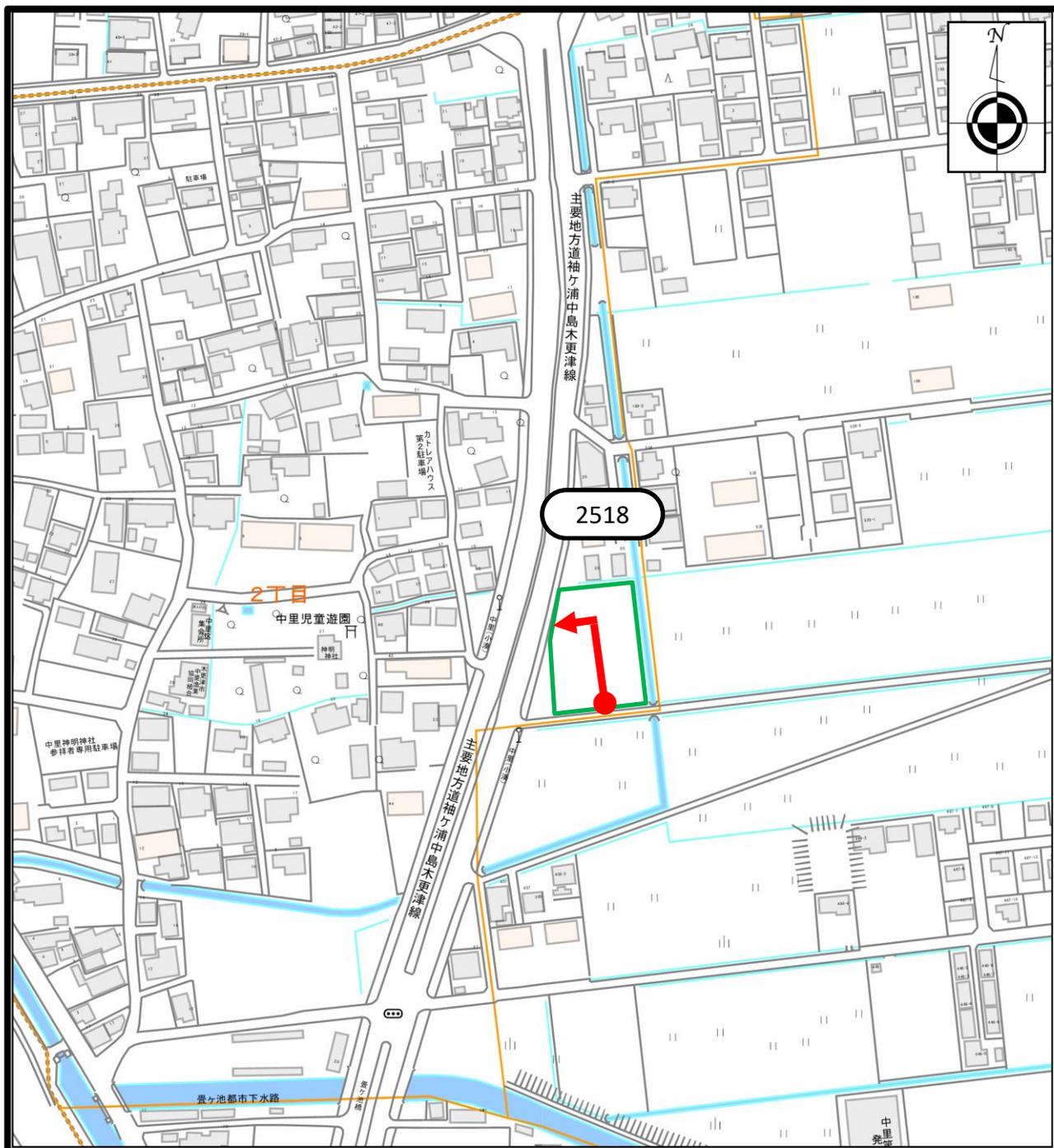


整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
5	1349	38.5	6.0	10.0

(単位：メートル)

- 起点
- ▲ 終点
- 開発区域

6. 市道2518号線

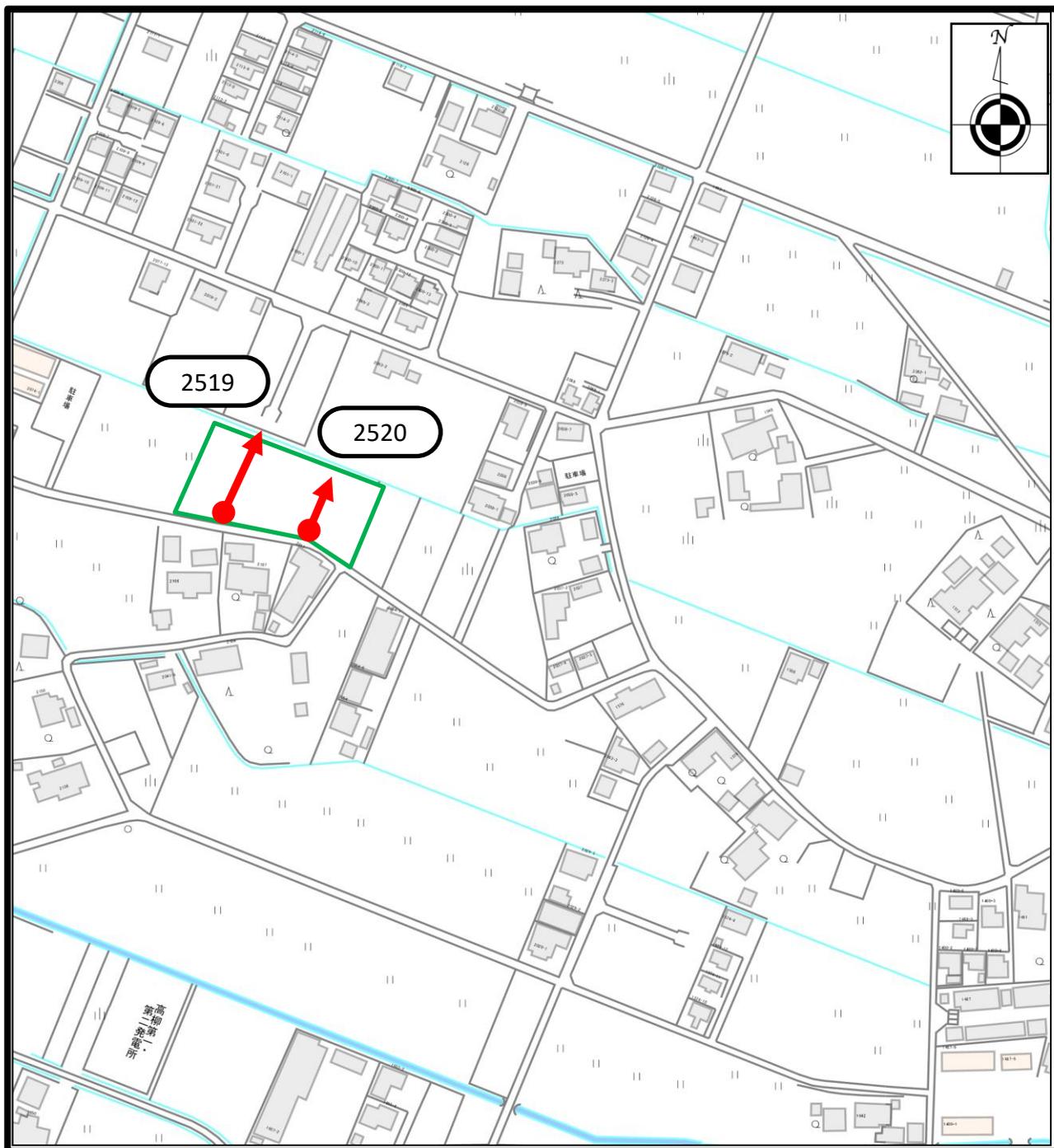


整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
6	2518	56.4	6.0	10.2

(単位：メートル)

- 起点
- ▲ 終点
- 開発区域

7・8. 市道2519・市道2520号線

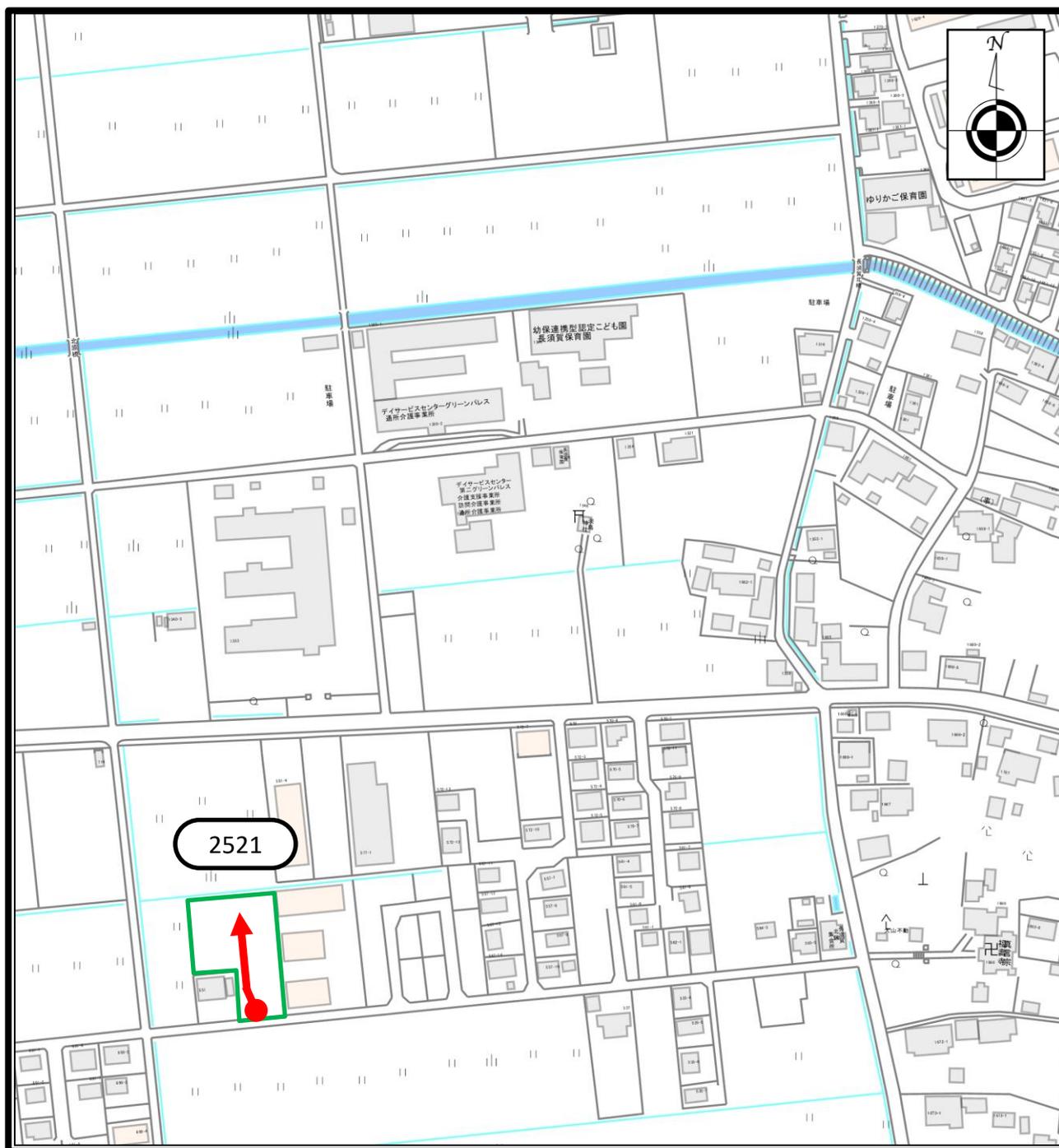


整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
7	2519	42.0	6.0	10.4
8	2520	27.9	5.0	9.0

(単位：メートル)

- 起点
- ▲ 終点
- 開発区域

9. 市道2521号線

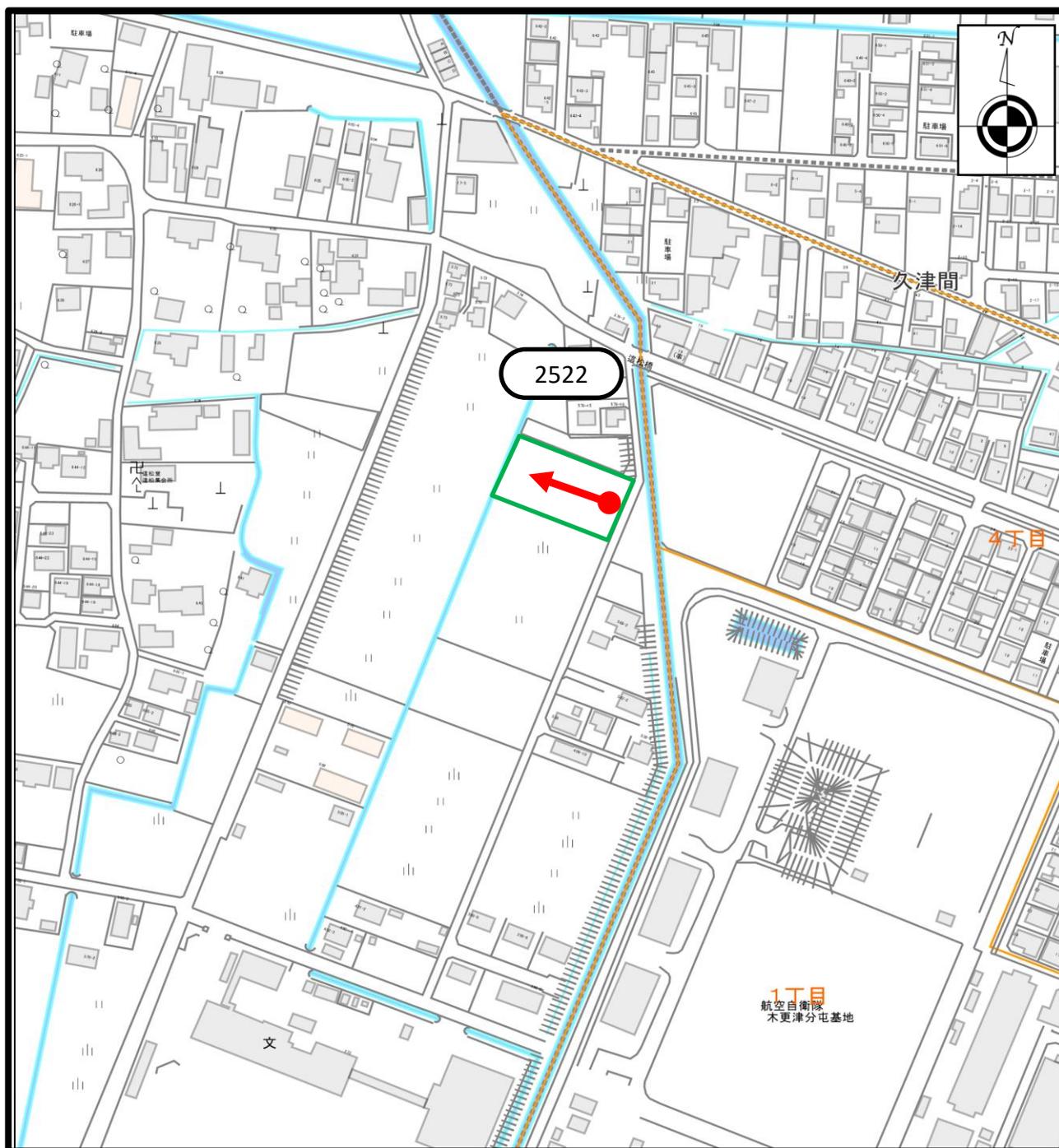


整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
9	2521	46.5	5.0	9.6

(単位：メートル)

- 起点
- ▲ 終点
- 開発区域

10. 市道2522号線



整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
10	2522	35.5	5.0	8.8

(単位：メートル)

- 起点
- ▲ 終点
- 開発区域